

五戸町 家賃補助のお知らせ

令和2年度

若者の移住定住促進と子育て支援のため、町内の民間賃貸住宅に入居している若者夫婦世帯に対し、家賃の一部を補助しています！

前期

対象世帯

- 夫婦のいずれかが満18歳以上満40歳未満であること
- 五戸町に住所を有し、町内の民間賃貸住宅に居住していること
- 補助金を最後に受けた日以後、2年以上の定住を確約できること
- 生活保護など公的制度による家賃補助を受けていないこと
- 町の税や使用料等の滞納がないこと
- 自治会に加入していること



©東京ハイジ/五戸町

対象住宅

- 町内の民間賃貸住宅（アパート、借家等）
- ※公的賃貸住宅、事業主から貸与を受けた住宅、親族の所有する住宅などを除きます。

補助期間

- 令和2年度末まで
- ※令和3年度以降にこの補助制度が継続するかは、今年度末までに決定し、お知らせする予定です。

定員

- 予算の範囲内

所得制限

- なし

補助金額

- 家賃から2万円を除いた額（上限2万円）
- ※平成27年度から家賃補助を受けた月数が通算36カ月を超えたあとは、上限1万円となります。

例) 家賃5万円－2万円＝3万円
→ 上限2万円補助（36カ月以降は上限1万円補助）
家賃3万5千円－2万円＝1万5千円
→ 1万5千円補助（36カ月以降は上限1万円補助）

広報やホームページ、五戸ちゃんねるでも随時お知らせしています！

申請書等は、町ホームページ（「暮らしのガイド」→「引越し・住まい」→「五戸町若者定住支援事業補助金（アパート補助）」から）もしくは総合政策課にあります。

申請期間

- ◆ 令和2年度前期分（4月～9月分）
令和2年8月17日（月）～
9月11日（金）

※この期日以降は、受理できませんので、早めに申請にお越しく下さい。
※この次、令和2年度後期分（10月～3月分）の申請は2月～3月頃を予定しています。



問い合わせ・申請先

五戸町役場 総合政策課

若者定住支援事業補助金（アパート補助）担当

TEL：0178-62-2111（内線232）

（令和2年7月作成）

手続きの流れ

申請者

五戸町

交付申請

- ・若者定住支援事業補助金交付申請書
- ・定住確約書※
- ・住民票謄本（続柄記載のもの）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・自治会加入証明書※ 等

※印は一度でも提出済みの場合は不要です。
記載内容についてその場で訂正することがありますので、印鑑を持参してください。

実績報告(家賃を支払った証明)

- ・若者定住支援事業補助金請求書兼実績報告書
- ・家賃支払確認書 or 家賃の領収書の写し等
- ・振込先通帳の写し（表紙と表紙裏面）

補助金受領（前期分は12月中、後期分は4月中）

補助金は半年分ごと、後払いです

審査・交付決定

- ・若者定住支援事業補助金交付決定通知書
- ・実績報告提出期限のお知らせ

交付確定・口座振込

- ・若者定住支援事業補助金確定通知書
- ・振込日のお知らせ

アパート補助 Q&A

Q1：年齢要件はいつ時点で満たしていればいいですか？

A1：申請年度の4月1日に夫婦のいずれかが満18歳以上満40歳未満であればよろしいです。

Q2：結婚前から一緒に補助対象住宅に住んでいたのですが、その場合はどうなりますか？

A2：補助期間は婚姻日以降の期間となります。

Q3：「補助を最後に受けた日以後、2年以上の定住の確約」というのは、具体的にいつまでですか？

A3：「補助を最後に受けた日」＝「最後の補助対象月の末日」となっています。この制度の後期の補助金（令和3年3月分まで）を受けた場合、令和5年3月末日までの居住が必要となります。

Q4：自治会に加入するにはどうしたらいいですか？

A4：その地区の組長もしくは班長を通じて加入できます。組長等は自治会長から教えてもらえます。自治会長の連絡先が分からない場合は、お問い合わせください。
なお、自治会ごとに会費や活動内容等が違いますので、ご理解いただいたうえでご加入ください。

Q5：転勤で町外へ引っ越すことになってしまった場合はどうなりますか？

A5：補助を最後に受けた日以後2年未満で町外へ転居した場合は、理由を問わずそれまでに受けた補助金を全額返還していただきます。転居の可能性のある方はご注意ください。

Q6：町内で転居した場合はどうなりますか？

A6：補助対象の民間賃貸住宅に転居した場合は、変更の申請をしていただき、引き続き補助を受けられます。ただし、新居購入や実家に戻るなど、転居先が補助対象外である場合、その月から補助を受ける資格がなくなります。この場合返還は発生しませんが、中止の申請は必要です。

⇒そのほか詳しくは担当課にお問い合わせください。